

市長記者会見

期 日 令和3年8月27日（金）

時 間 午前11時00分～

場 所 対策室

発表内容

- 1 新型コロナ感染状況とワクチン接種について
(危機対策課、保健管理課、政策企画部)
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について
(産業政策課)
- 3 犯罪被害に遭われた方への新たな支援の実施について
(市民生活課)



新型コロナウイルスに係るワクチン接種の概況

集計 令和3年8月26日時点

年齢	対象者数	接種者数(第1回)		接種者数(第2回)	
	A	B	割合 (B÷A)	C	割合 (C÷A)
年齢区分別 計	710,000	331,052	46.6%	272,612	38.4%
65歳以上	242,000	213,938	88.4%	207,041	85.6%
60歳～64歳	47,405	28,835	60.8%	16,950	35.8%
50歳～59歳	104,658	37,207	35.6%	18,064	17.3%
40歳～49歳	111,439	22,455	20.2%	13,234	11.9%
30歳～39歳	84,480	13,793	16.3%	8,614	10.2%
20歳～29歳	70,863	11,652	16.4%	7,173	10.1%
12歳～19歳	49,155	3,172	6.5%	1,536	3.1%
医療・施設従事者等 (～7/31)		44,966		39,702	
新潟市 合計	710,000	376,018	53.0%	312,314	44.0%

※ 7月31日までの医療・施設従事者等の接種実績は別管理のため、年齢区分と分けて記載

【問い合わせ先】

新潟市保健衛生部 コロナワクチン接種推進担当課長 明間
電話：025-212-8173 (直通)



新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の追加実施について

新型コロナウイルスワクチン集団接種会場について、現在の8区8会場に加え、下記のとおり追加して実施します。

記

1 接種会場・日時等

(1) 全市会場（接種ワクチン：武田／モデルナ社ワクチンまたはファイザー社ワクチンで調整中）

会場	接種日（1回目）	曜日	時間	接種人数
		新潟空港（東区）		
	9/26、10/ 3・10・17	日	9:30～17:00	870人/日

※上記会場の2回目接種は**4週間後**の同じ曜日・時間に実施(予約不要)。日程変更は不可

※新潟空港の国際線が運航再開した場合、上記日程が変更になる場合があります。

接種当日、会場での予約受付やキャンセル待ちは行いません。

(2) 各区会場

① 接種ワクチン：ファイザー社ワクチン

区	会場	接種日（1回目）	曜日	時間	接種人数
			北		
東	NOC プラザ 新潟卸センター	9/13～15・20～22・27～29	月～水	19:00～20:45	162人/日
江南	サンウィング横越	9/22、10/ 6・20	水	16:30～19:30	156人/日
	舞平清掃センター 附属休憩所	9/12・26、10/31	日	9:30～16:45	144人/日
秋葉	秋葉区役所6階	9/11・12・25・26、10/23・24	土・日	9:30～16:45	360人/日
		9/23	木	14:15～20:45	300人/日
		9/24	金	19:00～20:45	120人/日
南	味方健康センター	9/22・23	水・木	9:30～16:45	144人/日
西	西区役所 健康センター棟	9/10・17	金	19:00～20:45	120人/日
		9/11・12・18・19	土・日	9:30～16:45	360人/日

※上記会場の2回目接種はそれぞれ**3週間後**の同じ曜日・時間に実施(予約不要)。日程変更は不可

② 接種ワクチン：武田／モデルナ社ワクチン

区	会場	接種日（1回目）	曜日	時間	接種人数
			西		

※上記会場の2回目接種は**4週間後**の同じ曜日・時間に実施(予約不要)。日程変更は不可

【裏面あり】

2 対象者・予約受付開始日

対象者	予約受付開始日
40歳以上の人(1982年4月1日以前に生まれた人) 39歳以下で優先順位1・2の人	9月1日(水) 午前8時半
30～39歳の人(1982年4月2日～1992年4月1日生)	9月4日(土) 午前9時
12～29歳の人(1992年4月2日生～接種時に12歳)	9月7日(火) 午前8時半

※新潟大学会場(1(2)②会場)のみ以下のとおりとなります。

対象者	予約受付開始日
12歳以上の西区民(接種時に12歳)	9月1日(水) 午前8時半

優先順位 1: 基礎疾患がある人、高齢者・障がい者施設等の従事者、障がいのある人など
2: 保育園・放課後児童クラブ等の職員、幼稚園・小中高等学校の教職員、60～64歳の人

3 予約方法

インターネット予約サイト(新潟市ワクチン接種WEB予約)

または新潟市コロナワクチン専用コールセンター(電話025-250-1234)

※各区役所等でも予約のお手伝いをしています。

4 その他

- ・個別接種の予約受付開始日は医療機関によって異なります。
- ・50歳以上の人には、現在接種できる集団接種会場をご案内中です。
- ・職域接種の機会がある人は、集団・個別接種のワクチンの供給に限りがあるため、職域での接種をお願いします。
- ・小児の接種にあたって、日本小児科学会・医学会では、個別接種医療機関での接種を推奨しています。
- ・12～15歳の小児の接種時は保護者の同伴と予診票への署名が必要です。
- ・12歳になる人には、誕生日の翌月に接種券を発送します。

◎ 本件に関するお問い合わせは午後5時30分までにお願いします。

【問い合わせ先】

新潟大学会場以外に関すること

新潟市保健衛生部 コロナワクチン接種推進担当課長 明間

電話: 025-212-8173 (直通)

新潟大学会場に関すること

新潟市西区役所健康福祉課長 田中

電話: 025-264-7433 (直通)



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請

新潟県から、営業時間短縮の協力要請が以下のとおり発出されました。この要請の対象となる施設を営み、時間短縮営業にご協力いただいた事業者を対象に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」(新潟市第3期分)を支給します。申請手続きについては、新潟市のホームページ等で改めてお知らせいたします。

1 要請期間 (第3期)	令和3年 8月24日(火)0時 から令和3年 9月6日(月)24時まで(全14日間) ※感染状況によっては期間を変更することもあり得る
2 対象施設	食品衛生法に定める営業許可のうち「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を取得し、客席等の飲食スペースを設けて営業している次の施設。 ①接待を伴う飲食店 【具体例】キャバレー、スナック、パブ、キャバクラ 等 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗 ②酒類を提供する飲食店 【具体例】居酒屋、レストラン、バー、カラオケ店 等
3 対象区域	新潟市全域 ※その他の地域については、県のホームページでご確認ください
4 要請内容	午前5時から午後8時までの時間短縮営業(酒類の提供は午後7時まで) ※従前より午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は、協力要請の対象外。 ※新潟県「 いがた安心なお店応援プロジェクト 」 認証飲食店(申請中を含む) については、 午前5時から午後9時までの時間短縮営業(酒類の提供は午後8時まで) 、従前の営業時間が午後8時を超え午後9時以内の場合は、午後8時までの時間短縮営業(酒類の提供は午後7時まで)。

■協力金(第3期分)1店舗あたりの支給額 ※申請受付開始 令和3年9月7日から(予定)

		確定申告等に基づく前年度又は前々年度の年度又は8月9月における 1日当たりの売上高		
		8万3333円以下	8万3333円~25万円	25万円を超える場合
中小 企業 者 等	A 売上高による方法 (1日の売上高の3割)	35万円 2.5万円/日 × 14日間	35万円~105万円 2.5~7.5万円/日 × 14日間	105万円 7.5万円/日 × 14日間
	B 売上高減少額による 方法	【計算式】 前年度又は前々年度と今年度の8月9月を比較した 1日当たり売上高減少額 × 0.4 × 14日間 【上限額】 280万円(20万円 × 14日間) 又は 前年度若しくは前々年度の8月9月の 1日当たり売上高 × 0.3 × 14日間のいずれか低い額		
大企業 (売上高減少額による方法)				

協力金 について

協力金に関する専用コールセンター 電話 **025-247-7575**
受付時間: 午前9時~午後5時(土日・祝日を除く)

お問い合わせ先
新潟市産業政策課 担当: 内藤
電話 025-226-1610 (直通)

犯罪被害者等見舞金支給事業について

○目的 犯罪被害に遭われた方やそのご遺族に対し、犯罪被害によって生じる経済的な負担を軽減できるよう、見舞金を支給します。

○事業概要

種別	遺族見舞金	重傷病見舞金
概要	犯罪行為により死亡した被害者の遺族に対し支給	犯罪行為により重傷病 ^{※1} を負った被害者に対し支給
金額	30万円	10万円
対象者	遺族（配偶者 ^{※2} 、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）	被害者本人
	犯罪行為が発生したときに県内に住所を有し、かつ、見舞金申請時に本市に住所を有する者	
対象の 犯罪行為	刑法等に規定する人の生命又は身体を害する罪に当たる行為、かつ、警察に被害が認知された犯罪行為であること ⇒主な想定行為：殺人、傷害、強制わいせつ、危険運転致死傷等の故意の犯罪行為 ※正当防衛や過失による行為等を除く ※原則、見舞金申請日の1年以内に発生した犯罪行為であること（やむを得ない理由が認められる場合、その理由がなくなった日から6か月以内に申請） ※令和3年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象	

※1 療養期間が1か月以上、かつ、

（身体的な負傷・疾病）通算3日以上入院

（精神疾患）通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの

※2 事実婚関係にあった者や本市パートナーシップ宣誓制度に基づきパートナーシップ宣誓を行った者を含む

○受付開始 令和3年9月1日から

【参考】犯罪被害者等への見舞金支給事業について

- ・県内では本市が初めての実施となります。
- ・全国では386市町村（令和3年4月1日現在）で実施されています。

お問い合わせ先

新潟市市民生活課安心・安全推進室 担当：大森、早川

電話：025-226-1113（直通）